

京都府与謝野町議会

実績 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

◆議会基本条例の制定

与謝野町議会では、平成 22 年 9 月定例会において、議会活性化特別委員会を設置し、議会の活性化に向けた取り組みについて、協議を開始した。まず、住民アンケートを実施して、町民の議会に対する意見聴取を行った。

アンケート結果から、議会改革へ向けての課題を指摘する声も多く寄せられたことなどから、開かれた議会、信頼される議会を目指すため、議会基本条例の制定に向けて、具体的な検討に入り、試行的に行った議会懇談会での町民との意見交換等を経て、平成 24 年 3 月に施行するに至った。

前文で基本理念をうたい、第 1 条で、目的を「開かれた議会」に設定し、その実現手段として「町民参加・町民との連携」「情報公開・説明責任」「積極的な討論と政策提言・提案」などを柱に掲げた。

◆議会基本条例の一部改正

議会は、町民本位の立場で執行機関の行政運営を監視する機関ということから、平成 29 年 9 月定例会において、「付帯決議」を追加し、その決議に対する事後の状況や対応等について速やかに議会に報告するよう求めることができることとして、議会の監視機能を強化した。

◆議員研修会の開催

平成 23 年から本町議会主催の研修会を実施している。平成 23 年 2 回、平成 24 年 1 回、平成 25 年 2 回、平成 26 年 2 回、平成 27 年 1 回、平成 28 年 2 回、平成 29 年 1 回で計 11 回となっている。研修の主な内容は、議会改革や議会の活性化のほか、議員の政策能力の向上、また、町の主要な課題となっている学校統合や認定こども園の建設など、専門分野について調査研究を行っている。これらの研修を踏まえ、政策形成や監視機能の強化に結びつけている。

◆本会議での質疑方法と反問権の導入

本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明らかにするため、すべての議案等に係る質疑と一般質問における第 2 質問以降は一問一答方式を導入している。このことにより、問題点等が明らかになり、迫力のある議論が展開されている。また、一般質問を含め、すべての議案等を対象として、町長・副町長・教育長に反問権を付与している。これまでも数回活用されており、論点整理に役立っている。

◆議員による予算の修正

議会による監視機能を果たすため、これまで 3 件の予算を修正可決している。

○平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）

○平成 27 年度一般会計補正予算（第 2 号）

○平成 29 年度一般会計予算

◆議員間の自由討議の実施

議会基本条例の第 4 章で、討論の拡大を謳っており、議会は議員による討論の場で

あることを認識し、議員相互間における討議を中心とした運営に努めることとしていることから、これまで試行的ではあるが、町の行政課題をテーマに全員協議会の場において、3回の自由討議を行っている。今後においても議員間の討議を推進することにより、議員の資質及び政策形成能力の向上に努めたい。

事績2 住民に開かれた議会

◆議会懇談会の開催

平成24年3月の議会基本条例の制定により町民に対して説明責任を果たすため、また、町政の諸問題に対して柔軟に対応するため、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する議会懇談会を平成24年から開催している。

当初は、小学校区を単位にテーマを設けずフリートークで行った。議会に対する意見等もあったが、行政要望も多く、議会には明確な答弁をする権限がないため、苦慮する場面もあった。平成26年の議会懇談会は、町の行政課題である「認定こども園」と「小学校の統廃合」について、テーマを設定し、PTAなど関係者を中心に旧町域単位の3か所で開催し広く意見を聴取した。町への質問については文書で照会し、回答を得たうえで町民へ報告した。平成27年の議会懇談会は、初めて町内全自治区の24区に出向いて、フリートークで行った。平成28年と29年は、24区を12区ずつに分けて地域に出向いて行った。町民からの意見は、膝を交えた議論も必要との声もあり、今後はさらに小さな自治単位での懇談会の開催も検討する必要がある。

◆各常任委員会における各種団体との懇談

現在、本町議会では2常任委員会が設置されているが、総務文教厚生常任委員会では、教育委員との懇談、消防委員や消防団幹部との懇談、また、産業建設環境常任委員会では、商工会や観光協会との懇談など各種団体との懇談会を開催し、出された意見等により、一般質問など議会審議に活かしている。

◆町有線テレビの活用

本会議の様子は、町有線テレビにおいて、リアルタイムで放送し、さらに後日録画放送も実施している。また審議日程や一般質問の日程等を文字放送やFM告知放送で行い、傍聴や有線テレビでの視聴を促している。特に生中継放送では、タイムリーな情報提供がなされ、町民からの反応も多々ある。

◆インターネットの活用

定例会初日の7日前の議会運営委員会で確認された審議日程等と一般質問通告書を、議会ホームページで公開している。さらには、議長交際費の使途や議会の動きなどを公開、また、定例会ごとに議長のあいさつを公開し情報発信に努めている。

会議録については、ホームページ上において、検索システムを導入して、町民が簡単に検索・閲覧できるようになっている。

◆議会広報の取組み

議会基本条例の一つの柱である「情報公開・説明責任」を果たすため、そして広く町民に議会と町政への関心を高めてもらうために定例会ごとの年4回、議会だよりを発行している。一般質問を含むすべての質疑等の原稿については、その質問を行った議員が執筆しそのデータを基に広報委員会委員が編集作業を担っている。

その編集・校正作業については、プロジェクターを用いて、原稿を映し出し、委員全員で確認をしている。校正確認作業は、印刷業者から届く製本前の原稿の段階で、数回にわたり委員全員によりチェックを行い、責任のある情報発信に努めている。

さらに、多くの町民に手に取って読んでもらえる紙面づくりをモットーに、文字の大きさや1行あたりの文字数、1段あたりの行数を工夫した、インパクトのある見出しの掲載、グラフや図面、写真を用いて、わかりやすく興味を持ってもらえる構成にするなど努力を積み重ねている。

また、表紙を飾る題字は、町内にある公立高校書道部の生徒に揮毫をお願いし、裏表紙には、「まちの宝子どもページ」として、町内の保育所・幼稚園・小中学校を紹介するコーナーを設けるなど、町民との協働あるいは参画といった紙面づくりを行っている。その結果、平成29年度全国町村議会広報コンクールにおいて「奨励賞」を受賞することができた。

◆こども懇談会の実施

この取組みについては、平成29年7月に町内各小学校5・6年生から2名ずつ計16名の参加を得て、初めて行った。

事業の概要については、町内の小学生が、議員との懇談を通じて、議会や行政に対する関心や理解を深め、また、町の一員として、自分たちの町のことや町の将来について積極的に考えたり意識したりすることを趣旨に実施した。

まず、全体学習会では、各学校の児童が2人一組となり、一般質問形式で議会の仕組みや議員の役割などについて質問を行い、議会側からは議会の仕組みを説明し、事前に提出のあった質問について答弁を行った。

その後4班に分かれて意見交換会を行い、こどもたちからは具体的に「学校にエアコン設置の必要性と要望」「ちりめん素材を活かした活発なまちづくりの実現」「旧加悦鉄道の廃線跡を活かしてSLを走らせる」「公園を造ってほしい」「通学中の不安を解消するため、歩道の整備や交通安全対策の強化」「小さくてもいいから映画館がほしい」などの活発な意見や要望が出された。

また、「調べ学習ができる図書館、あるいはお使いにいただける商店がある」との意見に対して、議会側から「近隣の施設や商店を利用してもらいたい」という回答をしたところ、小学校のルールでは、こどもたちだけで校区外に出ることはできないとの事実があることがわかり、近隣といっても、こどもたちだけでは行けないところもあるという実態を改めて知ることになった。

いずれにしても、活発な意見交換となり、予定していた時間をはるかにオーバーする状況となった。意見交換終了後は、全体交流を行い、議会からグループ懇談の報告と児童代表による感想を発表し終了した。

この取組みから、町のこどもたちが自分の町に対してどう感じているのか、どんな不満や問題を抱えて生活しているのか、日々の議員活動ではあまり知ることのできない分野の話が聴けたことは、議員活動の大きな糧となった。今後もこのような取組みを継続し、なおかつ対象の幅を広げ、各世代からの意見聴取に取り組みたい。

事績3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

◆地酒の普及の促進に関する条例の制定

本町では、平成24年度に京都府下でもいち早く中小企業振興基本条例を制定した。

これは、地域循環型の経済の町をつくる発想が底辺にあり、伝統産業などを見直し、地域経済の活性化を図ろうとするもので、おいしい水とお米に恵まれた本町では、おいしい「ごはん」や「お酒」も日常の営みの中で、丹後建国の時代から脈々と引き継いでいる。

町内では酒の蔵元のみにとどまらず、酒造りのグループも生まれるなど、地酒に対する絶対の自信と熱い思いがあるとのことから、地酒を通し、地域文化の発信とお酒に関わる業種への波及効果を期待し、官民を問わず、諸団体などの催しの中で乾杯を地酒で行うよう働きかけをしようと、平成25年6月議会定例会において、委員会発議により「地酒の普及の促進に関する条例」を制定した。現在では、町内各飲食店等において、各種の催しの中で、地酒による乾杯が積極的に推奨されている。

◆議会による防災活動

平成27年6月に大規模災害等が発生した場合における、議会及び議員の対応等を定める「議会災害対策本部設置要綱」を制定した。

これは、町災害対策本部との連携を密にして、被害の拡大を防止し、さらにその復旧に寄与することを目的としている。

町の災害対策本部の設置に応じて、議員の安否確認・正副議長の招集・全議員の招集、あるいは、現地情報の収集・提供・整理を行うこととしている。幸いにも震災は経験していないが、風水害等時には何度か機能させている。具体的な活動の例として、これまでの風水害等においては、町が避難所等を開設し高齢者等避難準備情報あるいは避難勧告等を発令した際には、正副議長が本部に詰めて、町の災害対策本部との情報共有や各議員が地元を中心に避難所等の状況確認等を行うなどがある。

その際には、議員自身もそれぞれ身の安全を確保しながら活動を展開している。

また、毎年度行われる町の防災訓練の際にあわせて、議会災害対策本部参集訓練を実施し、避難所等への情報収集等を行い、災害に備えている。